

## シリーズ企画

# オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その58) 改正健康増進法

- ①さらに相次ぐ、第一種施設の敷地内全面禁煙
- ②福岡県と北九州市の残念な決定

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所  
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

### ① 相次ぐ第一種施設の敷地内全面禁煙

先月号に続き、さすが法律と言いたくなる報道が続いています。まず、東京都庁の喫煙場所が6月28日(金)にすべて閉鎖され、敷地内全面禁煙に

なりました(図1)。その他にも、茨城県や長崎市など続々と禁煙化のニュースが続いています(図2、3)。



図1. 東京都庁、敷地内禁煙化(7月より)

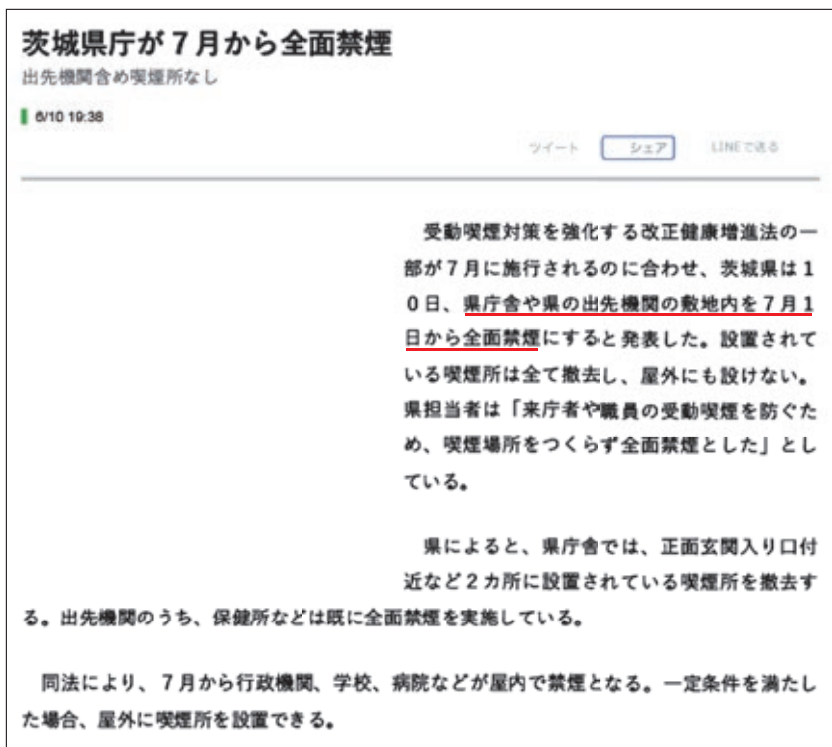


図2. 茨城県庁も敷地内禁煙化(7月より)



図3. 長崎市役所も敷地内禁煙化(7月より)

## ② 福岡県と北九州市の残念な決定

改正健康増進法では、第一種施設において以下の様な措置が取られた場合には「特定屋外喫煙場所」として屋外の喫煙場所の設置を認めており、同法にかかわる健康局長通知には具体的に以下の様に書かれています。

- ・ 通常の利用者が立ち入らない場所 ( 建物の裏や屋上など )
- ・ 喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができる ( パーティション等による区画 )
- ・ 喫煙場所であることを記載した標識を掲示すること
- ・ 近隣の建物に隣接するような場所に設置しないこと

ただし、健康局長通知の最後には「第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること」と書かれております。

7 月 2 日、福岡空港に行く途中で県庁の喫煙場所の視察に立ち寄りました。これまで、テラスの白い衝立の部分に喫煙コーナーがあったため廊下は微妙にタバコ臭かったのですが、灰皿はすべて撤去されていました ( 図 4 )。

「特定屋外喫煙場所」として本庁舎の横に喫煙コーナーが設けられていました。撮影したのは 16 時半頃でしたが、図 5 のように多くの職員が喫煙していました。確かに、通常の施設の利用者が通常立ち入らない場所に黄色と黒のトラテープで区画が明示され、喫煙場所の表示もありました ( 図 6 )。福岡県庁では勤務時間中の喫煙が禁止されるのは 10 月からとのこと。



図 4 . 福岡県庁、白い衝立は喫煙コーナーがあった場所



図 5 . 福岡県庁の特定屋外喫煙場所



図 6 . カメラを向けると死角に逃げる喫煙者たち



もう1つの喫煙場所はかなり奥まった場所でした（図7）。階段と通路には苔が生えて滑りやすい場所やタイルが剥がれている場所があり、転倒

の危険性がありました。このような場所を作らずに、潔く敷地内禁煙にできないものでしょうか。



図7. 福岡県庁の特定屋外喫煙場所

さて、地元の北九州市ですが4月号で紹介した渡り廊下の下の駐輪場の横の喫煙コーナーは廃止される予告は確認しましたが(図8)、2階部分の喫煙室は継続して使用することになりました(図9)。「2階の喫煙室から多少の漏れがあっても地上の駐輪場の利用者に受動喫煙は発生しない」という喫煙者たちの言い分が無理矢理に通されたようです。改正健康増進法が施行された後、視察に行っておりませんので詳細は後日報告致します。



図8. 北九州市、駐輪場横の喫煙場所の廃止予告



図9. 今後も使用される2階部分の喫煙室